

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 67 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2川崎市教科用図書選定審議会の項の次に次の1項を加える。

川崎市学校事故等詳細調査委員会	市立学校の児童生徒等に係る事故、事件等であって、詳細な調査が必要なもの及び当該事故、事件等の再発防止のための取組その他必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 医師	2年
-----------------	---	------	---------------------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。